



合資会社（タイ国企業）設立要件

* 商務省事業開発局本局（全国）、あるいは管轄の各県支局で申請します、または 商務省事業開発局のウェブサイト (<http://www.dbd.go.th>)からも申請可能です（2017年）

■ 設立登記要項

1. 社名（商号）の予約と決定（第1案、第2案、第3案）〈外国語も可〉 商務省ウェブサイト使用
* パートナー1名のパスポート・タイ居住地、社名予約有効期限は30日
2. 各パートナーとその出資額の決定
* 2名以上で、タイ側が51%以上の出資を要する
（外国側が51%以上の場合は"外国企業"）
3. 無限責任パートナーと有限責任パートナーの選別
* 無限責任パートナーはタイ国籍者のみ
4. 管理パートナーの選出
* 管理パートナーは無限責任パートナーのみ
5. 営業目的の設定
6. 登記住所の選定
* 登記住所により、バンコク都あるいは他県の官庁で設立申請
7. 監査役の選定
* 設立当初は弊社で指名
8. 会社印の登録
9. その他特に指定したい事項（決算日、設立経費清算等）

■ 登記に際しての必要書類

1. 各パートナーのIDカード写し、住所登録書（タビアンバーン）写し、外国人の場合は旅券写しと日本（タイ国）住所
2. 会社登記住所の地図、住所登録書（タビアンバーン）写し
3. 役所所定の申請書は全て弊社で準備

■ 登記に要する時間

1日間

■ <合資会社> から <株式会社> への移行も可能です。